

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第11号

令和5年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月3日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和5年7月13日（木）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	伊	藤	正	勝	議員	
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員	
5番	大	泉	日出男	議員	6番	赤	出	川	義	夫	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	砂	川	清	時	議員	
9番	高	橋	昭男	議員							

不応招議員（なし）

令和5年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年7月13日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第 6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例
- 日程第 7 第 7号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8号議案 財産の取得について（高規格救急自動車、高度救命処置用資機材）
- 日程第 9 第 9号議案 財産の取得について（吉川市消防団第12分団車両）
- 日程第10 第10号議案 財産の取得について（松伏町消防団第1分団車両）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村 上 真 由 美	議員	2番	伊 藤 正 勝	議員
3番	戸 田 馨	議員	4番	飯 島 正 義	議員
5番	大 泉 日 出 男	議員	6番	赤 出 川 義 夫	議員
7番	吉 田 俊 一	議員	8番	砂 川 清 時	議員
9番	高 橋 昭 男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
消 防 長	黒 田 信 浩
次長兼警防課長	田 中 文 雄
次長兼吉川署長	小 池 稔
総 務 課 長	小 川 勝 司
予 防 課 長	伊 藤 嘉 則
指 令 室 長	後 藤 祐 一
松 伏 消 防 署 長	永 峯 秀 光

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	清 水 万 里
書 記 次 長	豊 田 賢 一
書 記	鈴 木 瑞 己

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和5年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

1番 村上 真由美 議員

2番 伊藤 正勝 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和5年3月から6月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第2回定例会開催に際しましてご参集を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、1点の行政報告をさせていただきます。当消防組合では、例年開催されております全国消防救助技術大会への出場に向け、本年1月から種目ごとに訓練を重ね、5月16日に予選となります埼玉県東部地区大会において、「引揚げ救助」は、2チームが出場し、2位と4位、「ロープブリッジ渡過」は、2名が出場し、2位と3位、「ロープブリッジ救出」は、2チームが出場し、1位と2位の成績を収め、出場した全ての隊員、チームが埼玉県大会へ選出されることとなりました。

6月10日に開催された埼玉県大会では、各種目ともに健闘したものの、関東地区及び全国大会選出には至りませんでした。

今後においても継続して消防救助技術を磨き、市町民の期待に力強く応えられるよう邁進してまいります。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、2番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

前回の消防議会では、コロナへの取組の実情について、いわば中間報告を求める、そういう意味合いの質疑を重ねてまいりました。想定外のパンデミック、消防の使命と役割、どう向き合い、活動したのか、救急車の出動の大幅な増加など、ご苦勞の一端が浮き彫りになりました。改めて感謝を申し上げる次第であります。

今回は、そうした中でのリーダーシップについて、大変な役割だったと思います。リーダーシップについてどういう振る舞いをされたのか。長期にわたるコロナへの対応、予期しない事態でございますし、臨機応変の処置が、対応が求められ続けたと思います。そのリーダーシップを担われた立場からの実情と取組の方面、改めて伺っておきます。

次いで、6月に発生した台風による大雨の被害、さらに市内3,500戸余りの世帯に突然の停電がございました。この問題についても関連して質問をいたします。よろしく願いをいたします。

コロナ関係の第1の質問は、この危機管理のリーダーシップについてでございます。3月議会の質問を踏まえて、その取組と教訓や反省点を含めて総括的に伺います。市民に向けて管理者、そして現場の責任を担った消防長の立場で、自らご報告をいただきたいと、そういうことでございます。

以下、コロナに関連しての継続質問でございます。コロナ感染者の搬送について、さきの議会でもかなり詳しくお聞きをいたしまして、配付をされた消防年報には、年度ごとの推移もよく分かるように記述してありますし、令和5年度の状況についても、本日参考資料として配付がされているようであります。それらを踏まえて、コロナ感染者の搬送について幾つか改めて伺っておきます。

この搬送には、消防年報によると、全国平均より1分速かったと、8分40秒ですか、全国平均よりほぼ1分速いということでございます。一方で、病院への収容時間は、全国平均に比べて8.9分遅いという実態も明らかにされています。搬送件数は5,000人を超えて、前年度よりも20%ぐらい令和4年度は増えているということでございますが、この中で複数の病院等への連絡や調整が必要だった件数は何件であるのか。最多の回数、そして周辺の病院以外の搬送の実情などご紹介いただければということでもあります。

特に重症、軽症、中等症というような仕分もありますけれども、51.2%が軽症ですけれども、令和4年度であります。この方々は病院の収容は行っていないと、さすれば重症というのはどうい

状態を指すのか。そして、重症の中でコロナ関係はどのぐらいあるのか、そのことを伺っておきたい。もっと平たく言えば、コロナの搬送のうち重症、中等症、軽症あるいは死亡等、少し中身を詳しくご報告をいただければということでもあります。

救急作業に伴う職員の感染、現場で接触をするわけですから、当然多いわけですがけれども、これも前回伺いました。それに伴って、勤務体制への影響、補完ということを伺いましたけれども、消防隊の出動ということなど柔軟に対応したという答弁もございました。消防隊は、救急隊とは役割も構成メンバーも違うのだらうと思います。何回ぐらい出動したのか、どういう対応が行われて、何か課題があれば改めてこの際に伺っておきたいということでもあります。

当然、現場に立ち向かう消防職員にとって衛生管理は極めて重要であると思います。とりわけ着衣はどうされたのか。全部1回ごとに、出動ごとに取り替えたというふうに想定はするのですがけれども、どういう状態だったのか、改めて伺っておきます。そして、その着衣も相当数に上るのだらうと思いますけれども、その最終的な処理はどうされたのか、それも伺っておきます。当然家族等濃厚接触者への感染も広がっているわけでありましてけれども、これはなかなか判別が難しいのだらうと想定をしております。そうはされながら、何も配慮がなくていいのかなということも頭をよぎります。実情と現場の対応、消防の対応はどうなったのかと重ねて伺っておきます。

前回の答弁、丁寧にいただいております。今回はそれを踏まえて、少し踏み込んでご答弁いただければということもございます。

続いて、6月の台風・大雨被害についても、最初壇上からまとめて伺っておきます。6月2日金曜日、3日土曜日にかけて台風がこの吉川、松伏でも吹き荒れました。これで被害が出ております。このときの対応について伺っておきます。この2日間にわたる台風対応で、常勤の消防はどういう役割の下に、どんな出動態勢、出動の実情、そして勤務体制、例えば出動した場合に、12時間なのか、24時間なのか、どういう勤務体制で取り組まれているのか、これが2日間で終わりましたけれども、さらに大きい台風が、あるいは大雨が襲ってきた場合に、どういう勤務体制で継続して対応されるのか、そこら辺の基本的な方針を確認をさせていただきたいと思います。

この台風被害について、吉川市あるいは松伏町職員とこの吉川松伏消防組合、それぞれの役割分担は決まっているのだらうと思いますけれども、警報や避難誘導の周知にどう関わったかということを含めて役割分担を改めて確認をさせていただきたいと。マニュアルがあれば、それを紹介をしていただきたいということでもあります。

また、緊急事態では、台風などはある程度予測できますけれども、地震など、まさに不測の事態が当然起こり得る。そういう事態も多々あるわけでありまして、この機会に消防職員157人のうち、いわゆるすぐに駆けつけられる市内や町内の居住者はどのぐらいの割合にそれぞれなっているのか。それから、緊急時、非常時、若干長期にわたる場合等含めて、招集体制がどんなふうに考えられて臨まれているのか。今回の実情、さらに大規模な災害の場合の対応を想定して問題提案も含め

てご紹介をいただきたいということでもあります。

今回の台風でも、道路の安全点検ということは、一つの大きな命題でございました。通行の整理、冠水も至るところ発生をしております。アンダーパスもございます。県道への目配りはどうなっているのか。市、町、消防、消防団あるいは県道は県の対応ということのようでもありますけれども、直接業者は事実上要請を受けているというふうに受け止めておりますけれども、こちら辺の仕分はきちんとできているのか。それぞれ役割をどう認識をし、果たしていらっしゃるのか、その確認を含めた質問でございます。

関連して、この洪水に関連して、消防団の出動の実情、そしてどんな役割を果たしたのか、伺っておきます。女性消防団も、吉川、松伏それぞれ機能集団として維持されているわけでもありますけれども、こういう大雨や台風などのときに出番は全くないのか、あるのか。今後のことについても併せて伺っておきます。

次に、停電事項に関連しての質問でございます。6月9日に吉川では、吉川市役所、関小学校あるいはこの会野谷の消防あるいは水道の担当部門にも影響が出たのではないかと思いますけれども、いわば市役所と関小学校を結ぶきよみ野や吉川団地を中心に3,570軒余りが、軒というのは、車偏の「軒」というふうに東電の報告はそうなっているようでもありますけれども、3,570軒ですか、およそ90分にわたって停電をしました。ちょうど12時ぐらいから1時半ぐらいにかけて、お昼休みの時間で、信号も8つ止まりました。関小学校では水道のストップによって、トイレが全部使えなくなった。防災用トイレで子供たちが用を足したという報告も聞いております。この停電について消防への影響、取組はなかったのか。緊急通報や放水などの在り方と同時に、その停電ということに伴う消防活動への影響ということをどういうふうにお考えなのかということをお伺い承っておきたいということでもあります。

最後の質問は、働き方改革についてでございます。いわば時代を象徴するキーワードの一つでございます。消防職員、本当に24時間の勤務で、大変な職業でございますけれども、時間外や年休あるいは育休の取得は十分図られているのかどうかという確認を含めた質問でございます。現状と今後の取組、若干の課題等もあると思いますが、そこら辺を含めて伺っておきたいと。

もう一つ、働き方改革にも連なるテーマとして、再任用職員、今後65歳まで定年が延びます。現在は再任用職員1人だというふう聞いております。それが二十数人に増えるというふう伺ったかと思っております。今後の配置はどうされるのか、十分活用できるのか、その辺の考え方と準備を行政運営のほうとして、消防の管理運営の心構えということをお伺い承りたいということでございます。

そして、働き方改革に向けた消防全体のこの大変な24時間の特異な部分に対しての中で、どういうふうに取り組まれていかれるのか、必要ではありますけれども、大変難しいテーマだと思います。伺っておきます。

そして、働き方改革にも関連して、女性職員の現状と今後の採用増の方針についても伺っておきます。女性職員の現状、どういう職務で働いていただいているのか。これから現場の配置を含めて女性の出番を増やしていくことになるのだろうと思いますけれども、その方針等を含めてこの機会に伺っておきたいということでございます。

最初の質問は以上であります。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 ただいまの2番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 消防長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。1点目の陣頭指揮に当たった取組と心構えについてでございますが、令和3年4月に消防長を拝命いたしまして、コロナ禍からのスタートでありました。私が一番考えていたのは、今までに経験したことのないウイルスに対する感染防止対策をいかに講じて、消防力の維持を図るかといったことでございます。変化するコロナの状況に対し、対策会議を開催し、様々な対応策を協議いたしました。

具体的な取組の例といたしましては、緊急事態宣言中における分散勤務体制、各署々間における合同訓練の制限、救急活動時における装備の強化、仮眠時の際でもマスクの着用など徹底した感染防止対策を講じ、職員の安全を考えるとともに、消防力の維持を図る方針を主眼としてまいりました。この対策につきましても、都度管理者並びに副管理者に報告と協議を行ってまいりました。

しかしながら、職員全体の46%の感染者や68.8%の濃厚接触者が発生し、特にピーク時の令和4年7月に23名の職員が発生した際には、5日間、南分署において1中隊のみ消防隊1隊が減隊される事態もあり、消防力の維持に大変苦慮いたしました。

コロナ禍における火災、救急、救助の現場活動において、通常の装備よりも負担がかかるコロナ対応の装備を整え活動する隊員の尽力をはじめ、執務に対する様々な制限を設けた中で、著しく消防力の低下ということが発生することなく、業務に遂行された職員には改めて感謝をしたいと感じております。

また、市町民の皆様には、消防訓練、救急訓練、庁舎見学など各行事の中止や縮小をさせていただいたことや、救急現場におきまして病院搬送までに時間を要した事案がございましたことに対しまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

総括といたしましては、関係機関との緊密な連携を図ることが重要であると改めて感じた次第でございます。

今後につきましても、複雑多様化する災害などに臨機に対応できるよう取り組む所存でございます。

2点目から5点目までは担当課長から答弁させていただきます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、2点目の感染者の搬送について。職員の感染や濃厚接触者に関連してのうち、1番目のコロナ感染者の搬送についてでございますが、お手元に配付してございます資料1、「コロナ感染者対応件数」を御覧いただければと存じます。資料1に記載のとおりとなりますが、コロナ流行期第7波に当たる令和4年8月は、月別で過去最高の548件の救急件数がありました。そのうち約42%の230件がコロナ関連で出動し、うち陽性者は89件ございました。その月が最大の数値となっております。

次に、複数の病院等への連絡や調整が必要だった件数につきましては、資料2で「救急搬送困難件数」を御覧いただければと存じます。これは、令和5年3月の組合議会においても資料を配付し、お答えをしたものでございますが、区分欄に記載してございます「救急出動件数」、「病院連絡回数4回以上(A)」、「病院選定時間30分以上(B)」、「(A)かつ(B)」の順で各年における件数を順に読み上げさせていただきます。令和2年、3,986件、464件、520件、365件。令和3年、4,190件、585件、617件、451件。令和4年、5,184件、837件、742件、577件。令和5年1月1日から5月7日まで、1,776件、254件、227件、170件となり、コロナ禍に伴い搬送困難症例が増加したものでございます。

次に、最多の回数と東部医療圏外への搬送の実数等につきましては、令和4年12月の救急事案において、病院連絡回数51回が最多となっております。これは、発熱に加え、特殊疾患である消化管出血が複合したことにより、搬送困難に陥ったことが要因と考えられます。また、コロナ陽性者の埼玉県東部医療圏外への搬送実数につきましては、令和2年が7件中1件、令和3年が124件中35件、令和4年が400件中53件となります。令和5年につきましては、コロナ感染症が2類に位置づけされていた5月7日までの間に70件中6件が埼玉県東部医療圏外への搬送となっております。

次に、2番目の救急作業に伴う職員の感染の実情についてでございますが、当消防組合の全体の感染者数につきましては、令和5年3月の組合議会でお答えしたとおり、令和2年1月から令和4年12月までの過去3年間の感染者数は62名となっております。各年で申し上げますと、令和2年及び令和3年中の感染者はいなく、令和4年中の感染者数は62名、令和5年1月から6月末までの感染者数は10名となっており、合計72名の感染者が発生いたしました。その中で救急作業に伴う職員、救急隊員の感染者数につきましては14名、全体の19%でございました。

次に、勤務体制への影響その補完策でございますが、先ほど消防長より答弁がありましたが、令和4年7月の23名の感染者発生時がピークであり、約7人に1人が新型コロナウイルスに感染するという状況がございました。職員の配置や週休の変更など、可能な限りの人員を確保し、災害対応に努めたものでございます。

次に、消防隊の出動はにつきましては、先ほどと同様に、令和5年3月の組合議会でお答えした

とおり、予備車を含めた5台の救急車が出動している状況下において、さらに救急要請があった場合は、状況により消防隊が一時的に出動するなど臨機な対策を講じております。

消防隊の出動件数につきましては、新型コロナウイルスが流行してから、令和2年に9件、令和3年に28件、令和4年に40件、令和5年6月までに6件の出動がございました。

次に、着衣の衛生管理でございますが、コロナ感染者の搬送後は、感染予防の対策から、使用していた感染防止衣などは全て廃棄しております。

次に、家族等濃厚接触者への感染の実情と対応はでございますが、職員が感染し、その周りの濃厚接触者と認定された家族や身近な方の感染状況につきましては、データは取っておりませんので、不明でございます。

令和5年5月7日までに濃厚接触者となった職員の人数は、延べ108名で、全体の68.8%となっており、延べ108名の中で濃厚接触者として経過観察期間中に発熱などの症状が出現し、陽性者と確定した人数につきましては、13名でございました。

濃厚接触者の休暇の取り方につきましては、職務に専念する義務の免除とし、自宅での経過観察とともに、検査キットを活用し、陰性であれば3日目での出勤とし、消防力の低下を招くことのないように努めたものでございます。

続きまして、3点目の6月の台風・大雨被害についてのうち、1番目の常勤の消防の出動と内容についてでございますが、6月3日、午前1時35分に吉川市中野地内の共同住宅にて住宅用火災警報器の鳴動により出動いたしました。排水設備の満水による警報音と判明した内容がございました。また、同日、午前10時53分に松伏町田島地内において、70歳男性が自転車で冠水している道路を走行中に転倒し、水田に転落、身動きが取れないとの通報により出動し、水難救助用ボートにて救出した内容の計2件の出動がございました。

次に、職員の勤務体制でございますが、通常どおり24時間勤務の吉川消防署17名、南分署9名、松伏消防署10名及び指令室3名の計39名が当直勤務体制を取っておりました。長期間にわたるような大規模な災害のときにつきましては、警防本部のほうで労務管理を行い、計画的に作業をするような形となることとなります。

次に、2番目の市・町職員と消防の役割分担は、についてでございますが、風水害時には、市・町地域防災計画に基づき、役割が示されておりますので、情報共有を図りながら対応しております。

次に、警報や避難誘導の周知にどう関与したかにつきましては、吉川市からは高齢者等避難及び避難指示が発令されたことから、吉川市消防団に避難広報の実施を依頼いたしました。また、松伏町全域に避難指示が発令され、松伏町消防団は招集準備体制を取っておりました。

次に、分担マニュアルにつきましては、市・町地域防災計画のとおりとなりますので、新たなものはございませんが、消防は市・町と常に情報を共有しており、出動に係る準備ができています。

でございます。

次に、3番目の消防職員157人のうち、市内、町内居住者の割合。緊急時や非常時の招集体制は。今回の実情とさらに大規模な災害の場合の対応は。問題点についてはでございますが、まず消防職員157人のうち市内、町内居住者の割合につきましては、吉川市居住者が50人で、全体の32%、松伏町居住者が24人で、全体の15%となり、管内居住者が全体の47%でございます。続いて、近隣市である春日部市、越谷市、草加市、三郷市、八潮市、野田市、流山市の居住者が58人となり、全体の37%となります。そのほかの市・町居住者が24名おりまして、全体の16%となります。なお、市役所からの受入れ職員1名については除いております。

次に、緊急時や非常時の招集体制につきましては、吉川松伏消防組合招集体制を定め、災害の状況や規模に応じて段階的に職員を招集する体制を整えております。さらに、災害の状況によっては、災害情報の整理や有効な部隊運用を図るため、吉川松伏消防組合警防本部初動マニュアルを定め、警防本部を立ち上げることとなっております。なお、参集方法につきましては、消防職員非常参集マニュアルに基づき参集することとなっております。

今回の実情につきましては、まず消防本部に警戒準備態勢をしき、警防課長、私をはじめ警防課職員が招集いたしまして、体制を整えておりました。その後、市・町の災害対策本部設置に合わせ、警防本部を設置し、第1招集体制配備に切り替え、災害体制を整えたところでございます。

また、さらに大規模な災害の場合の対応は、につきましては、吉川松伏消防組合の消防力にて対応できない場合で、局所的な災害であれば、消防相互応援協定や埼玉県下消防相互応援協定に基づき応援要請を依頼いたします。さらに大規模な災害が発生し、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合につきましては、吉川松伏消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請いたします。

なお、問題点につきましては、現時点ではございません。

次に、4番目の道路の安全点検。通行の整理。アンダーパス等県道への目配りは、ついてでございますが、市・町が主体となるところでございますが、各署におきまして災害出動、緊急走行に支障を来さぬよう、6月2日、17時頃、翌3日の午前1時頃から終日にわたり、管内の主要幹線道路を中心に冠水調査を実施し、各署ともに情報共有に努めました。また、調査結果を警防本部と市・町災害対策本部でも情報共有を図りまして、冠水による道路通行止め箇所においては、市・町においてバリカーを設置、または状況に応じて職員や消防団を配置するなど、車両水没などの二次的災害防止を図っております。

次に、5番目の消防団の出動の実情と役割の実情についてでございますが、先ほどの答弁と同様に、市・町の地域防災計画に基づき活動を行い、吉川消防団においては、高齢者等避難及び避難指示が発令された地区を対象に避難広報を実施したものでございます。役割の実情に関しましては、地域防災計画に記載のとおりとなっておりますが、人命救助、避難行動要支援者への情報伝達、

避難誘導、排水活動、河川巡視、水防工法などとなっております。

次に、6番目の女性消防団の出動や活動内容。今後についてもでございますが、6月の台風・大雨につきましては、吉川市消防団、松伏町消防団の両女性消防団員に自宅待機と指示してございます。なお、消防団につきましては、「大規模地震発生時及び風水害発生時初動対応マニュアル」がございまして、その中で女性消防団員につきましては、「団長及び消防本部で協議し、必要があれば参集し後方支援活動に従事するものとする」となっております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

4点目の市役所を含む3,400世帯の停電についての消防への影響と取組でございますが、当吉川消防署も停電となりましたが、緊急通報を処理いたします消防指令システムにつきましては、停電時の瞬間的な電気の遮断を防ぐために設置されている無停電電源装置へ直ちに切り替わり、その後の継続的な停電につきましては、非常用発電機にて対応をいたしましたことから、緊急通報を受信するための消防指令システムの運用に関する影響はありませんでした。

次に、放水につきましては、停電により水道施設となる消火栓が浄水場等の配水ポンプの停止により水道管内の水圧の低下が危惧されますが、吉川市水道課及び松伏町を経由し、越谷松伏水道企業団に確認をいたしましたところ、停電時には非常用の電気系統に切り替わり、非常用の電気系統が使用不能な場合は、非常用発電機で配水ポンプを稼働し、水道管内の水圧を維持できることを確認しております。

なお、停電当日は吉川市の浄水場等では非常用の電気系統に切り替わり、対応されたものと伺っております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

5点目の働き方改革についてのうち、1番目の消防職員の時間外や育休、年休取得の実情と、3番目の働き方改革に向けての今後の取組や施策について、まとめてお答えいたします。

まず、時間外勤務の実情につきましては、令和4年度の職員1人の1か月当たりの平均時間外勤務は7.1時間となっております。

また、育児休業、年休取得の実情ですが、育児休業取得者はいなく、部分休業取得者は1名、年休の取得の実情につきましては、令和4年度平均取得日数は、職員1人当たり11.3日となっております。

次に、働き方といたしまして、ワークライフバランスを念頭に、適切な業務管理の徹底、管理職をはじめとした職員全員の意識改革、時間外勤務の縮減及び適正な時間外勤務の管理、年次有給休

暇の取得促進など、継続した取組を実施していくものといいたします。

また、育児休業制度などの情報を共有化し、取得促進を図るとともに、育児休業を取得しやすい雰囲気や環境づくりが作れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目の再任用職員の今後の配置と活用策はについてでございますが、現在再任用職員は2名で、いずれも吉川消防署指令室において通信指令勤務に就いております。

今後、再任用職員や60歳以降の役職定年職員が増加することとなります。その配置につきましては、1つの課署にとどまることなく、職員と同様に、消防本部や各署において配置し、これまで培ってきた豊富な知識・経験を効果的に活用できればと考えております。

次に、4番目の女性職員の現状と今後の採用増の方針についてでございますが、当消防組合職員156名のうち女性職員は3名、2%となっております。

今後の採用増の方針でございますが、女性職員が増加することにより、組織が活性化し、組織力の強化、住民サービスの向上などのメリットを考慮すると、女性の職員を増やすことは必要不可欠と考えております。

特定事業主行動計画にも明記されておりますように、令和8年度までに職員に占める女性職員の割合数を3%以上とすることを目標としておりますが、特に採用に関し、女性枠の考慮は行わず、選考に係る試験成績の結果によって採用することと考えておりますが、採用案内などに女性の活躍状況を掲載するなど見える化を行い、女性の応募者数を増やすことで採用の増を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して、再質問はありますか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 多岐にわたる質問に丁寧にご答弁いただき、ありがとうございました。

1つご指摘をして、できればご答弁いただきたいのは、私の質問は、最初にリーダーシップについて、管理者にも質問をしております。答弁がないということは甚だ遺憾で、内容はともかく、質問が質問書として出て、壇上から正式に質問をしている。それをトップが一切無視した形でのこれはちょっといただけないなど、そういういわゆる対応はあり得ないのではないかと私は思っております。大変不遜である。最低限で何か言うべきです、最低限。何を言っても損はないのです。それだけの責務が当然あるだろう。そして、トップの姿勢というのは、行政運営のトップでもありますので、全体に影響する。議会を軽視するのみならず、行政運営のありよう全体にいろんなそのマイナスの要因を私をもたらすのではないかと。そして、市民の不信感もむしろ増える方向に行くのではないかと。せっかくいろいろおやりになっている立場です。また、いろんな会合で爽やかに元気のいい挨拶もされているわけで、議会の場でそれを一切無視していくというやり方は再考をお願いしたいと、この機会にそのことを申し上げて、もう一回質問をし、答弁を求めたいと思います。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 大変失礼いたしました。消防長はその都度管理者、副管理者としっかりと協議をしたというふうにお話をさせていただいたので、その一文が全てかなと思ったわけですが、ぜひに管理者からということなので、私からも一言答弁させていただきます。

本当にこのコロナ禍において、黒田消防長をはじめ、管理職、またその他職員一同が本当に危機管理意識を高く、緊張感を持ってコロナの対策、対応に当たってくれました。まず、一番の点は、やはり私たちは市民の命を守ることが大きなテーマでありますから、黒田消防長とも酸素ステーションの設置について、また救急の現場において職員のその引継ぎの体制の仕方、そういったものをしっかりと協議を重ねた、そのような覚えがあります。また、そうした体制をしっかりとつくって、市民の命や安全を守るためには、消防の職員の健康管理、また職務を遂行する環境の整備が非常に重要になってまいります。

まず1つは、消防職員のコロナのワクチン接種、これを優先的に受けられる体制を整備し、またこの庁舎の中においてもパーテーションやシャワー室の改修、そういった形で職員の体調管理、消防力の維持、しっかりと黒田消防長とも議論しながらなしてきましたし、またそのための予算編成、これも消防長としっかりと話を進めてきたところです。

いずれにしましても、本当に消防職員一同がしっかりとこの数年間コロナに対応してくれたなというふうに思っておりまして、管理者というよりは、市民を代表する市長として消防職員一同に深く敬意と感謝を伝えたいなと、そのように思っています。

以上です。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して、再質問はありますか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、再質問、質問の順を追って少しお願いをしたいと思います、何とぞよろしくお願いをいたします。

まず、コロナに関連しての継続質問の中で、大変感染者の搬送にご苦労されたという実態は相当程度分かります。この中で、まず最初の質問は、コロナの重症者というのは、どういうことを指したのかと。重症者の搬送はこの吉川市内の病院にまず搬送した後、さらに搬送ということも多々あったのではないかとこのふうにも思いますけれども、そういう病院から病院への搬送みたいなことも含まれているのかどうか。重症者搬送の実情、難しさ、対応の複雑さ、そしてもう一つは、前回の質問で救急隊員の業務が大変高度化してきているということの実態についてお話を伺いました。この消防白書を読むと、酸素吸入だとか、酸素濃度の問題だとか、あるいは例えば血中酸素飽和度測定、血圧や心電図の測定は当たり前でありますけれども、そのほか、特定行為の実施件数というものが記されています。特定業務の中でも除細動を行うこと、あるいは気管挿管を行うこと、薬剤

を投与すること、心肺停止前の重症傷病者に対する静脈路確保、輸液の確保、低血糖発作症例のブドウ糖投与、大変難しく、かつ厳しい研修等も重ねながら、今、救急隊30人のうち、17人がこういう特定行為等は実施できる資格を持っていると分かったというようにも思いますけれども、こういうその特定行為等の実際現場で実施がされた中身というのがもし分かれば、高度化も、つまり救急隊員の研修等のみならず、事実上この救急業務の中で、こういう特定行為等が実施された件数はどうということなのかなど。特に特定行為の中でも、血圧測定などあまり高度化というのは言えないのですけれども、いわゆる研修等でしっかり特定研修して、新たに追加されたこの5、6年から7、8年で追加された部分の実施件数、それとコロナとの関連があれば聞かせていただきたいということとであります。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 それでは、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

コロナ関連ということで、重症者はどういう人を指すのかということになると思うのですけれども、まずその容態については様々でございまして、特に言われているのは呼吸器疾患が主なものだと思います。先ほども酸素飽和度ということで、血液中の酸素の話もあったかと思うのですけれども、当然呼吸器疾患が悪ければ、その数値が低くなりますので、その状態に応じて重症、中等症というようなくりになるかと思えます。当然重症になれば、2週間以上の入院が必要だとか、それぞれの医療機関において判断されるものとなっていると認識しております。

また、市内の病院に搬送後、病態が悪化もしくはその病院では、これ以上診察が難しいということであれば、転院搬送ということで、さらなるまたコロナ治療ができるような病院のほうに移送するような形となります。

救急隊の業務は高度化しているということで、先ほども答弁があったように、様々な種類がございまして。コロナ関連といたしましては、やはり呼吸器疾患であれば、当然意識と呼吸がない状態であれば医師の指示の下、気管挿管等がありますし、コロナ陽性者であって、糖尿病を患っている人であれば、当然血糖値の測定、そういったものを行い、病態を総合的に判断して行うこととなっております。現在、こちらの年報のほうに示されている特定行為実施件数につきましては、全ての件数となりまして、この中に当然コロナの患者の方は含まれているものはあると思うのですけれども、その実数については把握しておりません。

以上でございます。

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。

○2番 伊藤正勝議員 もう時間来たの。まだあるよ。

○高橋昭男議長 あと1分少々ですから、答弁は難しいと思います。

○2番 伊藤正勝議員 だけれども、質問はあるよ。

○高橋昭男議長 では、再質問をどうぞ。

○2番 伊藤正勝議員 だから、そういう議長が曖昧なことやったら、時間どんどん過ぎるので、その分だけはカットしてもらわないと困ります。

では、もう一つだけ。特に12月から1月にかけてコロナの感染者が急拡大をしたときに、吉川の施設では90人のうち87人が感染したと。ただし、重症者は一人もいなくて、実質的には中等症に関わると思われる人たちも含めて、病院への収容は一切できなかつたと、それは保健所の指示もあったと。例えば酸素濃度の測定で、それによって90以下は搬送しないでくれと保健所が指示をしたと。だから、そういうことを……

○高橋昭男議長 伊藤議員、質問時間を……

○2番 伊藤正勝議員 当然消防は受けて対応されるのだらうと思うのですけれども……

○高橋昭男議長 時間になりましたので、質問を終了してください。

○2番 伊藤正勝議員 駄目だよ、議長、そんな曖昧な、ふにゃふにゃした時間をカットして……

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。

○2番 伊藤正勝議員 重要な質問をやらせないなんてあり得ないではないか。そういう運営でいいのか。最後の質問だから、ちゃんと答えさせて。そのくらいの配慮はあって当然でしょう。

○高橋昭男議長 一般質問を終了いたしております。

○小川勝司総務課長 伊藤議員、60分という決まりがありますので、終了させていただきます。

○中原恵人管理者 でも、少し時間がかかったのは事実だから、最後の答弁だけしようよ、こっちは。今の質問に対する答弁だけして終わらしましょう。

○高橋昭男議長 田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 それでは、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

昨年の12月から1月にかけてのコロナ陽性者が増えた時期でございますが、当然その時期については、コロナ陽性者と判明すれば、当然医療機関は探すのですけれども、保健所の指示です。保健所のほうにも確認取りまして、その状況を救急隊が保健所の方に伝えて、搬送の必要があるのかどうなのか。搬送が必要だと判断すれば、保健所が医療機関を探すというような順番になっておりました。救急隊としてもそうした状況下において傷病者を置き去りにすることなく、しっかりと管理を行い、病院搬送する患者であれば、適切な場所に搬送しております。ただ、保健所からもこの方は自宅待機というような指示があれば、その方に丁寧にその状況を説明し、万が一また状態が悪くなれば、救急要請をしてくださいということを伝えた上で引き揚げているような体制を取っております。なかなか難しい状況下でありますので、そちらの対応については、国、県、また市、町、いろんなところと調整しながら対応したものでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第6、第6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例につきましてご説明いたします。

本案につきましては、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一部の感染症及び新型インフルエンザ等患者に係る作業に従事する職員に対し防疫手当の支給をするために条例の改正を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、防疫手当の特例を廃止するものです。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、第6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例についてご説明をいたします。

第1条の吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございますが、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症及び第3項に規定する二類感染症の患者に対応した職員への防疫手当の措置、今後、新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなった場合などへの防疫手当の措置につきまして対応できるよう、吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正させていただくものです。

防疫手当の額でございますが、他の種類の特殊勤務手当との調整等を図り、作業に従事した場合、1回につき500円を超えない範囲において規則で定める額とするものでございます。

なお、救急の出動手当などとの併給はなく、重複する場合は、手当の額が多い額の支給となります。

続きまして、第2条の吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例についてでございますが、先ほど管理者にお伝えしましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項の規定に

基づき、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置づけられました。これにより、人事院規則の一部が改正され、令和2年1月より支給してまいりました防疫作業手当につきまして、支給対象外となることから、特例に関する条例を廃止させていただくものです。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、2番、伊藤正勝議員の質疑を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、第6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例でございます。防疫手当の新たな支給、防疫作業手当の特例の廃止、これは新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがご説明ありましたように変更されたということに伴うものだと理解をいたします。

以下は質問でございます。こういうコロナ、全世界を巻き込み、全国に満遍なく影響を与えたわけですけども、この防疫手当の支給と防疫作業手当の特例については、それぞれ地域ごとに条例改正が行われるということで、この背景はどういうことなのかなと、地域の実情、同じ日本といっても、都市や農村部で相当違うというようなこともあろうかと思っておりますけれども、この条例の改正、全国共通のものなのか、内容は共通の一定の基準に沿っているのか。この中で吉川松伏の独自性といえますか、私どもはこういうふうを考えて、そこが4,000円の手当、500円の手当みたいなことを決定をしたのですと、あるいは提案をしたのですということをご説明いただきたい。全国的にもかなりこの内容的にも違うのかなというふうな印象を持っています。吉川松伏の考え方をこの機会に伺っておきたい。

そして、できれば、この手当は、特に防疫作業手当、これまでどんなこの支給状況だったのか、少なくとも総額、件数ぐらいはご説明いただければということでございます。この3年間の防疫作業手当の支給の実情、総額と件数、緊急出動回数との連動ということはどうなっていますかということも併せてご説明をいただきたい。

また、防疫手当と防疫作業手当がございましてけれども、感染症職員や濃厚接触者、当然これもコロナとの関連があるわけでありまして、ある種の補償措置や、場合によっては休業補償などはあってもおかしくないなと思うのですが、その必要性を含めて、実情と考へ、見解を伺っておきたいということであります。よろしく申し上げます。

○高橋昭男議長 2番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の全国共通の条例改正か、内容も共通かについてでございますが、今回の吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、人事院の規則改正などを参考に行うもので、全国共通の条例改正ではなく、改正内容についても全国共通とはなっておりません。

次に、どう変わるのか数字で具体的に説明をさせていただきますが、新たに支給することとなる防疫手当についてですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律のエボラ出血熱などの一類感染症、結核などの二類感染症、今後新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなった場合などの感染症患者を搬送した際に、1回の出動に対して500円を超えない範囲で支給する内容となっております。金額の考え方については、今、特殊勤務手当を支給している項目と鑑みて、県内の消防本部の防疫手当等を参考に決めたものでございます。

次に、2点目のこの3年間の防疫作業手当の支給の実情、総額と件数、救急出動回数との連動はでございますが、令和2年1月27日から支給が開始されており、3年間の支給総額は1,323万8,000円となっております。件数につきましては、3,335件となっております。

救急出動件数との連動につきましては、防疫作業手当は作業に当たった職員に対し、1日における金額を支給するものでございますので、件数と一致するものではございませんことから、連動するものではございません。

次に、3点目の感染症職員や濃厚接触者に対する補償措置や休業補償はありますか。その必要性についてもご見解をについてでございますが、感染症職員につきましては、病気休暇の扱いとし、当該休暇中に給与が支払われなかったことはありませんでしたので、補償措置や休業補償の対応はありませんでした。

また、濃厚接触者となった職員につきましては、職務に専念する義務の免除にて自宅待機とし、補償措置や休業補償の対応はありませんでした。

必要性につきましては、公務において感染症に罹患し、長期に休業を余儀なくされることがあった場合には、休業補償や療養補償につきまして、共済組合における休業補償や地方公務員災害補償基金での療養補償の対応もありますことから、必要に応じて遅滞なく手続を進めるよう対応できればと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありますか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 この自治体あるいは組合によって、同じ出動手当も相当違うのかなと改めて思いましたけれども、吉川市では1日の出動4,000円というふうに決めているというふうに理解をしておりますけれども、この背景は何かいろんな周辺状況や何かを参考にされたのだと思いますけれども、バックグラウンド、バックを明らかにできればしてほしいとお願いをしたいと。

それと、トータルで言えば相当な金額でありまして、この手当は特別に消防庁予算あるいは総務省予算の中でそういう項目があるのか。一般財源の中から充当して吉川市と話をし、あるいは松伏町と話をし、地方交付税の中での措置ということなのか、もし答弁ができればお願いをしたいということです。

○中原恵人管理者 伊藤さん、500円にするのではなく、4,000円の話を知っているの。

〔「4,000円から500円で……」と言う人あり〕

○中原恵人管理者 4,000円だったときの背景は何だったと知っているわけ。

○2番 伊藤正勝議員 そう、そう、そういうこと。

○中原恵人管理者 過去の話。

○2番 伊藤正勝議員 そう、そう、そう。出動手当については、吉川市の4,000円にするのはどこから来ましたかと。

○中原恵人管理者 そうしたら議案の話ではないではないですか。通告外ではないですか。

○2番 伊藤正勝議員 だってここでは廃止するのだから。

○中原恵人管理者 でも、そうしたらそこまで書いてくれないと、ちゃんと。

○2番 伊藤正勝議員 いや、いや、だからそれはもう事前の話……

○中原恵人管理者 いや、いや、それは事前の話ではなくて、通告の中にちゃんと書かれていないと、うちら答弁調整をしているわけよ、管理者としてどうやって答えるかを全部チェックして、責任を持って答弁しているのだ。

○2番 伊藤正勝議員 分かった、分かった。これは地方交付税の話は。少なくとも……。それはいいのだ。

○中原恵人管理者 全部俺が文書を見て発表しているわけだから。

○2番 伊藤正勝議員 分かった、分かった。

○中原恵人管理者 あともう一個何だっけ、2個目は。

〔「予算だ。予算はどこから捻出されているか」と言う人あり〕

○中原恵人管理者 それぐらいは答えても大丈夫かなと。では、それだけ答えるよ。いいですか、それだけ答えるよ、

○高橋昭男議長 ただいまの再質疑に対しまして、答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

防疫手当の予算づけなのですけれども、これは明確に防疫手当で予算づけはしておりました。これは、市と町と調整をさせていただいて、予算を要求しているところで、この一般財源なのですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で市と町には返ると思っております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第6号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決されました。



◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第7、第7号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第7号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件の主な改正点は2点でございます。1点目は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、消防法第9条により政令で定める基準に従い、市町村条例でこれを定めることとなっておりますことから、当該基準内容を準拠し、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、急速充電設備における全出力の上限を撤廃し、あわせて火災予防上の必要な措置を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

2点目は、喫煙等に関する規定の見直しに伴い、喫煙所の標識設置について、健康増進法との整合を図り、あわせて火災予防上の必要な措置を定めるため所要の規定の整備をするものでございます。

なお、詳細につきましては、予防課長から説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 次に、伊藤嘉則予防課長。

○伊藤嘉則予防課長 それでは、第7号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

初めに、関係省令の改正に伴う急速充電設備についてでございますが、お手持ちの議案書第7号議案資料1、資料2の急速充電設備を御覧ください。近年、カーボンニュートラル社会の実現に向け、電気自動車普及の取組が重要な役割を担うとされていることから、電動バスや電動トラックなどの普及拡大に向けて急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっているところでございます。

現行の火災予防条例第11条の2に定める急速充電設備において、全出力が200キロワットを超える高出力のものは、火災予防条例第11条の変電設備の規定が適用されることになり、不燃区画の規制や関係者以外の立入禁止など、使用実態と合わない事態が生じるおそれがあります。

このような事情を鑑み、総務省消防庁が全国統一的な基準として急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、あわせて火災予防上必要な措置を示したことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、急速充電設備はコネクタ型であることの明確化や分離型の急速充電設備への対応、安全対策などを講じたものでございます。

また、今後は自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備の普及拡大が想定されていることから、充電対象につきましては、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとしております。

続きまして、喫煙などに関する規定の見直しについてでございますが、議案書第7号議案資料3の喫煙等に関する規定を御覧ください。平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設などについては、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となっております。

現行の火災予防条例におきましても、火災予防の観点から指定場所における喫煙所への標識設置を求めています。異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、指定場所における喫煙の制限に係る規定を一部改正したところでございます。

改正の概要といたしましては、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は、標識を設置しなくてもよいこととしたほか、禁煙又は火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号については、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとしたところでございます。

以上で吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の改正内容の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第7号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第8号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

現在、吉川消防署南分署に配置されています救急吉川南1については、運用開始から8年が経過し、走行距離については16万4,000キロメートルを超えております。救急自動車更新目安は、購入後10年または走行距離15万キロメートル以上とされており、走行距離が更新目安を超過し、老朽化していることから、新たに高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得するものでございます。

今回の購入につきましては、指名競争入札の方法により執行したものでございます。令和5年4月21日の指名業者選定委員会におきまして、指名業者4者を選定し、5月18日に入札会を行った結果、1回目の入札で埼玉トヨタ自動車株式会社吉川店が予定価格内の3,186万7,000円で落札し、直ちに仮契約を締結したものでございます。

以上、準用する吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、2番、伊藤正勝議員の質疑を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、第8号議案 財産の取得について、今ご説明を受けましたけれども、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、取得金額3,186万7,000円ということでございます。

質問をいたします。老朽化、一定の年数が来ているわけですがけれども、走行距離も一定の基準を超えているというご説明があったと思います。ただ、近年この高規格救急自動車、毎年のようにレベルアップが図られているのではないかと思います。走行距離や耐用年数ということが若干延びても不思議ではない。その基準はいつ頃なのか、全国一斉なのかということを確認をし、老朽化とはどういう状態のことなのかという私の最初の質問にお答えをいただければということです。

次に、更新を今、取得する理由です。今議会で出す。一定の基準を超えていても、お金のやり繰りはなかなか難しい場合は延びる場合等もあるのだらうと思いますので、今、更新する理由、必要、基準や内規、そして契約及び財産の取得又は処分に関する吉川市の条例第3条の規定に基づいてということですが、これに関連しても一言ご説明いただければということでございます。

それで、次の質問は、今回取得車両の装備や処置用資機材と現在の所有物件と何か違いがありますかと、相当年数がたつわけでありませうけれども、新たにこういう装備の、新たにこういう機能を加えましたというようなことがあれば、ご紹介いただきたいと。

次の質問は、指名競争入札の経過と内容についてでございます。これは、以前の消防議会でもこの指名競争入札の問題を取り上げたことがございます。相手方や取得金額、前回と比較して、あるいは最近のこの高規格救急自動車の取得と比較して、金額や相手方に変更はあるのかどうか。変わってればその理由、変わってなくても、その理由を伺っておきたいということでもあります。

さらに、この吉川松伏消防組合が高規格救急自動車と高度救命処置用資機材を1組合として契約をする、あるいは指名競争入札を行うということはいかがであらうかなと、これも以前消防議会のときにご紹介したことがあろうかと思ひますけれども、東京なども各区ごとに自動車の車両取得について、指名競争入札を1つの区ごとにやっている時期もあったと、それをまとめて行うように変えて、相当の全体としては公正で低価格な値段で取得することができるようになったという、そういう効果が出ているという、そういうこともご紹介をしました。埼玉県内では少なくとも近隣の消防組合などと一緒にはできないか。そのほうが望ましいのではないかというふうに思ひますけれども、そういう問題提起もかつて行いました。そうした考え方、対応についての当組合としての考え方、実情を含めて伺っておきます。

最後の質問は、この高規格救急自動車を含め、主な消防車両の今後の取得計画とスケジュール、そういうことは明確になっているのか。なっていれば簡単にご説明いただければということになります。よろしくお願ひします。

○高橋昭男議長 2番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の老朽化のために新たに取得とのことだが、老朽化とはどういう状態なのかについてでございますが、現在、吉川消防署南分署に配備しております救急吉川南1につきましては、平成26年12月に納車され。購入後8年が経過し、走行距離は16万4,000キロを超えている状態でございます。そのため、現在もエアコンの不具合や経年劣化などによる修繕が増えている状況でございます。

続きまして、2点目の今、更新取得する理由。基準や内規、関係条例3条の規定についてでございますが、当消防組合で策定されている消防計画書では、救急自動車は、購入後10年または走行距

離15万キロが目安とされてございますので、更新取得するものでございます。

また、関係条例第3条の規定でございますが、予定価格が2,000万円以上の救急車を購入するため、議案上程するものでございます。また、こちらの購入する基準については、全国一律ではございません。

続きまして、3点目の今回取得車両の装備や処置用資機材と現在の所有物件との違いについてでございますが、車両本体の新たな装備といたしましては、緊急走行中や停車時など活動状況に応じて発光パターンが自動的に変化する蛍光灯に仕様を変更いたしました。この蛍光灯は、緊急走行中においては明るく点滅し、事故防止対策が講じられ、さらに夜間の住宅街で停車中に活動している際においては、減光機能により、優しく点滅し、近隣住民に配慮した仕様となっております。処置用資機材につきましては、現在導入されている他の救急自動車と大きな変更はなく、最新のものを購入する予定となっております。

続きまして、4点目の指名競争入札の経過と内容。相手方や取得金額は前回と同じか。その理由をについてでございますが、第8号議案資料、「入札に関する記録」を御覧いただければと存じます。記録表に記載のとおり、指名業者4者による入札会を行い、前回、令和元年度同様、埼玉トヨタ自動車株式会社吉川店が落札に至っております。指名業者につきましては、令和元年度に指名した埼玉消防機械株式会社中央支店及び株式会社モリタは、救急自動車の取扱いをやめたことから、指名業者から外し、新たに株式会社ベルリング千葉営業所と長野ポンプ株式会社東京支店の2者が救急自動車を取り扱うことになったため、新たに指名し、入札会を行ったものでございます。本来であれば、救急自動車は3,000万円を超えているため、8者以上の指名業者が必要ですが、特殊車両のため取扱い業者が限られているものでございます。また、取得金額につきましては、前回の3,531万円と比較し、344万3,000円低い金額となっております。理由といたしましては、現在使用している資機材を継続使用することや購入物品の見直し、また車両本体価格が下がったことなど様々な要因により落札価格が下がったものと推測しております。

続きまして、5点目の埼玉県内、少なくとも近隣の消防組合などと協議し合同で競争入札することが望ましいのではとかつて提起したが、そのような動きはないのかについてでございますが、平成29年第3回（7月）議会においてご質問がありましたが、消防本部ごとで救急自動車の仕様や購入方法などに違いがあり、現在も合同での競争入札を行うような動きはございません。以前も説明、お答えしたのですけれども、東京消防庁は一括して購入するのは、仕様であったり、そういったものは全て一律ということで可能であり、また大きな消防本部ということもございますので、ちょっとうちと比較するのはなかなか難しい点があるのかというふうに認識しております。当消防組合といたしましては、車両本体と処置用資機材を一括購入する方法で効果的な予算執行に心がけているところでございます。

続きまして、6点目の主な消防車両の今後の取得計画とスケジュールはについてでございますが、

今後の5年間では令和6年度に指揮車、令和7年度に予防車、令和8年度に救急吉川1号車、令和9年度に支援車及び救急松伏1号車、令和10年度に化学車が更新予定となっております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 1つ、3項です。ささやかなことではありますけれども、若干購入価格が低くなっていると、その中で一部継続して使用したりというような言葉もありましたけれども、例えば具体的にそのこと、何を継続して使用するのかということをもう一言説明をいただきたい。

それと、今、ご紹介いただいたように、これからも主要な車両の購入がずっと続くわけでありまして、ずっと単体で、1組合等でこういう形でやっていくのかなと問題提起を消防の指令業務等も統合性あるなんていうようなもうデジタル時代の大きな変化が起こっているわけです。そこら辺ぐらいで問題提起をしていただいて、一緒にやるのもあればやってもいいのかなと、同じような効果があるのではないかと。単体の場合は、余分な疑問が湧いたりすることもあると思ひまして、いわゆる汚職みたいな話が最近でもそういうその単体取引のところで起こっている事例が多いのかなと、全国的に。そういうことが疑われるようになることがない体制をしっかりと取っておくことのほうは私は必要ではないかなと思ひますので、これは答弁はなくても結構ですので、どうぞ重ねて申し上げておきたいと思うので、よろしく願ひします。

○高橋昭男議長 ただいまの再質疑に対しまして、答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

継続している継続資機材ですけれども、具体的にはということですが、喉頭鏡というやはり高度救命処置用資機材、それから検査等がといますか、保守点検とか必要のないものであったり、そういったものを継続できるものは継続するということで、少しでも削るような対策を講じて購入しているような状況でございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 財産の取得については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第9、第9号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第9号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

現在、吉川市消防団第12分団に配備されております消防団車両については、運用開始から既に26年が経過しております。消防団車両の更新目安は、消防車両同様に、購入後17年とされており、更新目安を超過し、老朽化しているため、新たに消防団車両を取得するものでございます。

購入する消防団車両ですが、可搬ポンプ及び大規模災害に対応するための救助資機材を積載している多機能型車両でございます。

今回の購入につきましては、指名競争入札の方法により執行したものでございます。令和5年4月21日の指名業者選定委員会におきまして、指名業者6者を選定し、5月18日に入札会を行った結果、1回目の入札で東京物産株式会社埼玉営業所が予定価格内の2,390万3,000円で落札し、直ちに仮契約を締結したものでございます。

以上、準用する吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、2番、伊藤正勝議員の質疑を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、第9号議案 財産取得について質問をさせていただきます。

第12分団の車両、老朽化のため、新たな消防団の車両を購入するということで、2,390万3,000円で取得ということでございます。この議案についての質問でございます。説明では、配備から26年

を経過ということでございます。老朽化、相当な年数でございまして、基準よりも相当年数をオーバーしていると受け止めました。この12分団車両の購入については、今、更新する理由、26年で老朽化、25年、つまり去年、1年前でも老朽化、1年遅れても同じ内容の提案理由になるのかなと、ちょっと言うに言われぬバックグラウンドもあるのかなという感じがしますけれども、その今年度に、今、26年において議案を提出するという理由をまず伺っておきたいと。

特におやっと思ったのは、第10号議案で出されております。これは、質疑をしませんけれども、これを拝見をしますと、松伏第1分団が同じように車両取得、財産取得ということでございますが、こちらは老朽化、18年を経過ということなのです。26年と18年だと、もう8年間の違いがあるわけでありまして、同じ老朽化という説明では、ちょっとある種の違和感が湧いてくることは否めないと思います。その違いを含めてその8年間の差をどういうふうにか考えるのか、ご説明をいただきたいと思います。

説明にも大まかにありましたけれども、消防団車両の更新あるいは取得基準ということについては、一定の基準、内規があるのだと思います。それがどの程度重きは置かれているのかの車両の実質的なこの老朽の具合と不具合という問題と、いわゆる更新の基準については、相当幅があるのかなと。同時に常勤消防の装備と非常勤の消防団の装備については、何かこの取扱いに相当ばらつきがあるのかなという感じがしないでもありません。そこら辺についても一言お願いをしたいと思います。

また、消防団車両、今後の各分団ごとの取得計画、分かっている範囲内でご紹介をいただきたいということでもあります。よろしく申し上げます。

○中原恵人管理者 ちょっと待ってもらえる。

伊藤さん、市民が誤解しないように確認なのだけれども、今回買うのではなくて、3月の予算編成で買うよと言って、みんなが、議員さんがオーケーを出してくれて、今回取得したことの報告ということは分かっているのだよね。

○2番 伊藤正勝議員 うん。

○中原恵人管理者 分かっているね。

○2番 伊藤正勝議員 それはそうだ。それでなければこれで質問できないわけだから。

○中原恵人管理者 そうしたら、老朽化の内容の説明と、今、更新する理由というのは、その3月議会で聞いてくれないと、もう後戻りはできない話だから、あまりこれそぐわないと思うのだよね、議案の通告に。それ分かってやっているの。

○2番 伊藤正勝議員 いや、だから申し訳ないけれども、できたらそういうことを含めて管理者はここで言ってもらいたい。

○中原恵人管理者 いや、違う、違う。こんなの議会の普通のスタンダードな話だから……

○2番 伊藤正勝議員 いや、だから今後のことも含めて、であっても、予算のときに気づかなかっ

た。予算のときにすべきだったかも分からないけれども、26年という提案の説明があったわけではない。18年との比較が具体的に出てきたわけではない。

○**中原恵人管理者** だから、下の問題は答えるよ。でも、さっきの話もそうだけれども、老朽化の面と……

○**2番 伊藤正勝議員** そういうこととの関連も含めて質問者としては質問をしなければならないという思いが湧いてくるわけよ。予算を見たときはぴんどこなくても、その順序を超えて言うのは、それは一つの理屈としては分からないでもない。

○**中原恵人管理者** いや、この前の市議会でもポンプの話あったでしょう。あれも6月議会で水害対策のポンプも買ったのではなくて、こちらはもう3月予算編成をして上程しているということをちゃんと分かっているのかなと、分かっているの。

○**2番 伊藤正勝議員** 分かっている。分かっているのと分かっていないのと、議会の立場と執行部の立場というのは違って。

○**中原恵人管理者** でも、市民が誤解するから。

○**2番 伊藤正勝議員** いや、誤解、そういう話を議事録にする形でしっかりやったほうがいいと。

○**高橋昭男議長** 暫時休憩。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○**高橋昭男議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○**田中文雄次長兼警防課長** それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の配備から26年を経過。老朽化の内容説明と今、更新する理由についてでございますが、経年劣化などによる車両やポンプの不具合などにより更新するものでございます。消防計画書には、小型動力ポンプ積載車は、購入後17年が車両更新の目安となっておりますが、吉川市消防団につきましては、平成6年度から平成11年度にかけて、年間2台程度車両更新をしていた月がございました。それに伴い、更新目安の17年を経過する時期が平成24年度から平成29年度にかけて集中いたしました。しかしながら、以前のように2台更新することが財政的に困難であること、また予算化ができない年もあったことから、車両の状態や不具合を鑑みて、優先順位を決め、順次更新をしているものでございます。

続きまして、2点目の第10号議案で松伏町第1分団車両取得。同一の内容と見受けましたが、松伏で

は配備から18年の記述。吉川との違いについてでございますが、松伏町消防団では、7台の消防団車両を保有しておりまして、各車両とも更新時期が違っておりますことから、17年を目安に更新するものでございます。よって、吉川消防団と更新時期に違いが生じてございます。

続きまして、3点目の消防団車両の更新、取得基準の内規についてでございますが、1点目の答弁と同様でございます。

続きまして、4点目の今後の更新、取得の計画についても方針をでございますが、吉川市消防団につきましても、令和6年度に第2分団車両、令和7年度に第10分団車両の更新、取得を計画しております。その後につきましても、令和12年度まで更新、取得の計画はございません。松伏町消防団につきましても、今回更新する第1分団車両の後は、令和14年度まで更新、取得の計画はございません。

また、車両に積載する資材の違い、常備と非常備の違いでございますが、今回多目的な消防団車両を購入するわけですけれども、救助資機材が載せてあります。その救助資機材につきましても、救助隊が持っている資機材は、油圧でとか、強力なものですけれども、消防団のものは電動であったり、そういった器具の違いはございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありませんか。

○2番 伊藤正勝議員 終わり。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第10、第10号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、第10号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

現在、松伏町消防団第1分団に配備されております消防団車両については、運用開始から既に18年が経過しております。消防団車両の更新目安は、消防車両同様、購入後17年とされており、更新目安を超過し、老朽化しているため、新たに消防団車両を取得するものでございます。

購入する消防団車両ですが、吉川市消防団車両と同様、可搬ポンプ及び大規模災害に対応するための救助資機材を積載しております多機能型車両でございます。

なお、入札に係る経緯につきましては、吉川市消防団車両と同様でございまして、予定価格内の2,390万3,000円で落札し、直ちに仮契約を締結したものでございます。

以上、準用する吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**高橋昭男議長** これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**高橋昭男議長** 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第10号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**高橋昭男議長** 挙手全員であります。

よって、第10号議案 財産の取得について、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○**高橋昭男議長** 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時50分